

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前			改正後		
(前 略)			附 則 (令和8年達示第58号) この規程は、令和8年4月1日から施行し、改正後の別表1中医学部附属病院事務部経営企画・管理課に係る部分の規定は、令和7年4月1日から適用する。		
別表第1 (第4条、第5条関係)			別表第1 (第4条、第5条関係)		
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部長 (事務本部及び各共通事務部) にあっては、その事務組織に置く組織の長が指定する者		(略)	授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部長 (各共通事務部) にあっては、その事務組織に置く組織の長が指定する者		(同 左)
医学部附属病院事務部経営管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者			医学部附属病院事務部経営企画・管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者		
	(略)			(同 左)	
(後 略)					